

評価書様式

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人空港周辺整備機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和7年度（第5期）
	中期目標期間	令和5年度～令和7年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣		国土交通大臣	
	法人所管部局	航空局航空ネットワーク部	担当課、責任者 大臣官房参事官（航空戦略） 鷲頭 美央
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者 政策評価官 清水 巖
主務大臣			
	法人所管部局	担当課、責任者	
	評価点検部局	担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項	
評価の実効性を確保するため実施した手続き等は以下のとおり。	
・ 令和8年6月15日 理事長・監事ヒアリング	
・ 令和8年7月3日、6日、7日 外部有識者からの意見聴取（敬称略）	
屋井 鉄雄 東京科学大学特任教授（7/3）	
安河内恵子 九州工業大学名誉教授（7/6）	
熊谷 則一 涼風法律事務所弁護士（7/7）	

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1. 全体の評価			
評価 (S、A、B、 C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況	
		5年度	6年度
		B	B
評価に至った理由	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成27年4月1日国土交通省決定)の規定に基づき、項目別評価の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評価が「B」であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「B」評価とする。 【項目別評価の算術平均】 $(A4点 \times 2項目 + B3点 \times 14項目 + A4点 \times 1項目 \times 2) \div (17項目 + 1項目) = 3.2$ ※なお、算術にあたっては、評価毎の点数をS：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い1項目については、加重を2倍としている。		

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、安定的な経営が実現できていることから、法人全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	該当なし
その他改善事項	該当なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	該当なし
その他特記事項	(外部有識者からの意見) 該当なし

様式 1－1－3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	年度	年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
再開発整備事業		B	B	A			1. (1)	
住宅騒音防止対策事業		B	B	B			1. (2)	
移転補償事業		B○ 重	A○ 重	A○ 重			1. (3)	
緑地造成事業		B	B	B			1. (4)	
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
業務改善の取組							2. (1)	
業務運営の効率化		B	B	A			2. (1)①	
事業費の効率化		B	B	B			2. (1)②	
一般管理費の効率化		B	B	B			2. (1)③	
契約の適正化・調達の合理化		B	B	B			2. (1)④	
人件費管理の適正化		B	B	B			2. (1)⑤	
業務のデジタル化及びシステムの最適化		B	B	B			2. (2)	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		5 年度	6 年度	7 年度	年度	年度		
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項								
予算（人件費の見積りを含む。）、収 支計画及び資金計画		B	A	B			3. (1)	
短期借入金の限度額		－	－	－			3. (2)	
不要財産又は不要財産となることが 見込まれる財産の処分に関する計画		－	－	－			3. (3)	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供 する計画		－	－	－			3. (4)	
剰余金の使途		－	－	－			3. (5)	
Ⅳ. その他の事項								
内部統制の充実・強化		B	B	B			4. (1)	
情報セキュリティ対策		B	B	B			4. (2)	
空港と周辺地域の共生と連携の強化							4. (3)	
国及び関係自治体との連携		B	B	B			4. (3)①	
広報活動の充実 地域住民のニーズの把握		B	A	B			4. (3) ②～③	
運営権者への円滑な環境対策事業承 継に向けた取組の推進 引き継ぎ文書のデジタル化 業務の可視化パターン化の推進 研修員の受入れ		B	B	B			4. (4) ①～③	
業務のノウハウや実績、教訓等を廃止 後も有効活用することができる取組		B	B	B			4. (5)	
騒防法第 29 条第 1 項に規定する積 立金の使途		－	－	－			4. (6)	

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※4 「項目別調書 No.」欄には、5 年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (1)	再開発整備事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度					5 年度	6 年度	7 年度		
契約（貸付）状況	－		30 件	30 件	30 件				事業収入（千円）	618,042	622,612	667,201		
契約（貸付）率	－		100%	100%	100%				支出（千円）	558,917	521,375	648,894		
経費率	－		90.4%	83.7%	97.3%				（うち業務支出（千円））	555,461	517,919	645,438		
									（うち借入金償還等 （千円））	3,456	3,456	3,456		
全施設の定期巡回	月 1 回		100%	100%	100%				予算額（千円）	449,351	499,172	509,296		
									決算額（千円）	452,509	409,268	533,927		
全貸借人との面談 等	年 1 回 以上		100%	100%	100%				経常費用（千円）	533,797	485,660	600,859		
									経常利益（千円）	35,201	86,896	34,943		
									行政コスト（千円）	533,797	485,676	600,859		
									職員数（人）	5	5	5		

注）契約（貸付）状況・率は令和8年3月末現在

注）支出額は一般管理費（管理勘定）を含む。

予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 再開発整備事業 再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。 本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。 今後も地域との共生に資するため、賃借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。 また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていくこと。 ※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など） 【指標】 ・定期巡回による全施設月 1 回の点検実施 （前中期目標期間実績※ 全施設月 1 回の点検実施）	福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後とも地域と空港の共生に貢献するため、賃借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保する。 また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。 （指標：定期巡回による全施設月 1 回の点検実施） （指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上）	福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について確実・適正な執行を図る。 (1) 再開発整備事業 次の取組を行い、事業を着実に推進する。 イ 老朽化の著しい騒音斉合施設（1 施設）について、退去に向けた交渉を行ってきたが、賃借人の強い事業継続意欲及び当該建物の現況を踏まえ、建て替える方針を決定した。既存の施設の安全に関わるリスクを注視しながら、令和 8 年度の建替に向け、設計業務を着実に実施する。 ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、計画的に修繕を行っていく。その実施にあたっては、騒音斉合施設の保全状況や修繕記録のデータベース化を進めることにより、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意して、適切な維持管理に努める。 ハ 事業の健全性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と情報交換や面談等を行うことにより、経営状況や施設管理におけるリスクを把握し、賃借料の安定的な確保に努める。 （指標：定期巡回による全施設月 1 回の	＜主な指標等＞ 1. 老朽化施設の保全 2. 騒音斉合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化 3. 事業健全性の確保 4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況 ＜評価の視点＞ 1. 老朽化施設の保全全や安全を確保するための取組を行っているか。 2. 承継後も良好な状態で賃貸できるよう維持管理に努め、承継後の適切な施設保全を見据えて、騒音斉合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化に向けて取組を行っているか。 3. 事業健全性の確保のため、騒音斉合施設賃借人と情報交換や面談等を行うことにより、経営状況や施設管理におけるリスクの把握に取り組んでいるか。 4. 再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況の適切な把握に取り組んでいるか。 ＜定量的指標＞ ・定期巡回による全施設月 1 回の点検実施 ・全賃借人との情報交換のための面談等 年 1 回以上	＜主要な業務実績＞ 〔1. 老朽化施設の保全〕 ○上半期において、賃借人と具体的な建替方法等について交渉を行ったが、合意に至らなかったため、建替えの方針を含めた見直しが必要となった。 このため、既存施設の現状についての相互理解を深めることを目的として、10 月に建物診断を実施し、3 月に診断結果を賃借人に送付した。診断結果を踏まえて建替えについての意向確認を行った。 〔2. 騒音斉合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化〕 ○令和 3 年度に策定した令和 10 年度までの「騒音斉合施設全体修繕計画」を基に劣化状況等を勘案し、一部見直しを行い、修繕・保守点検等を実施した。 【修繕箇所】 ・計画修繕 工事 3 件 委託等 6 件 ・臨時修繕 工事 4 件 委託等 2 件 ○全ての施設について、月 1 回の定期巡回による点検を実施とともに、外観の目視点検だけでなく、賃借人と面談することで、詳細な施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 また、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を行った。 ○福岡国際空港株式会社への業務移管を計画している騒音斉合施設のデータベースについて、引き続き保全状況や修繕記録の更新を進めた。 ○福岡国際空港株式会社への承継を見据え、施設老朽化状況の把握の精度を高める必要があることから、業務移管後の期間を含む 10 年間の修繕計画策定について、外部委託したうえで、大規模施設の建物や設備等の改修時期や各工事の概算額の算出を行った。 【定量的指標】 「定期巡回による全施設月 1 回の点検実施」の実施率は 100%であった。 〔3. 事業健全性の確保〕 ○貸付料の安定的な確保に努めるため、全賃借人 27 者と面談を行った。	＜評定と根拠＞ 評定： A ・建物診断を実施し、その結果を通知したことにより、建物の老朽化の進行状況について、賃借人から一定の理解を得ることができた。 ・計画的修繕に加え、臨時修繕を実施したことにより、資産価値の維持及び安全性の確保を図ることができた。 ・定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを的確に把握することができた。 ・騒音斉合施設のデータについて、保全状況や修繕記録の更新を進めることで、業務移管後に向けた施設管理を円滑に行うことができた。 ・「騒音斉合施設大井その 1 修繕計画」を策定したことにより、翌年度以降の精度の高い大規模施設の修繕計画策定が可能となった。 ・賃借人との面談を実施したことにより、賃借人の退去や貸付料滞納などのリスクに備え	評定	A
							＜評価に至った理由＞ 機構は、空港周辺のまちづくりに貢献しつつ事業の健全性の確保を求められていることから、再開発整備事業においては、賃貸物件からの退去者を出さず、かつ、地価等の上昇分を適切に賃貸料に反映させる等、収支の安定化を図るとともに施設の維持管理についても適切に行う必要がある。 ・定量的指標については 100%達成しているほか、以下のような困難な取組（貸付料の増額交渉や新たな賃借人の確保に向けた取組）等の成果が認められることから、総合的に勘案し自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。 ・国有地使用料の大幅な上昇に伴い、かつてより貸付料の増額が必要となった賃借人に対して、令和 6 年度から法的措置に移行し、調停を成立（令和 7 年 10 月）させた。調停を成立させたことにより、遡って令和 7 年 2 月分の賃料から増額となり、収益性の確保及び管理事務費の改善につながった。 ・令和 6 年度、大井その 2（商業施設）賃借人から撤退の届出があったため、新たな賃借人の確保に向け、サウンディング型市場調査を 5 月に実施した。賃借人退去が令和 8 年 8 月末へ変更になったが、引き続き公募準備を進め、令和 7 年 12 月に公募を行った。その結果、年度内に優先交渉権者が決定し、施設が未活用となることを回避できる見通しが立ち、移転補償跡地の有効活用、安定的な賃料収入の確保及び地域活性化に向けた取組を具体的に前進させることができた。 （外部有識者からの意見） ・大型施設である「大井その 2」の賃借人からの撤退届出後の対応に関して、空き施設となることを避けるための迅速な対応は、たいへん評価できる。	

	・全貸借人との情報交換のための面談年1回以上 （前中期目標期間実績※ 全貸借人との面談等 年1回以上実施） ※ 前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績 ＜指標の考え方＞ ・定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無を早期に把握し対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。 ・全貸借人との情報交換のための面談については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。		点検実施） （指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上）		○毎月、貸付料の入金確認を行うことで、納入期限内に滞りない賃料回収を行った。 ○国有地使用料の大幅な上昇に伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人に対して、貸付料の増額交渉を行った。また、令和6年度から交渉を継続していた1者については、継続して増額交渉を行った。 なお、令和6年度から法的措置に移行した別の1者については、調停を成立させた。 ○令和6年度、大井その2（商業施設）賃借人から撤退の届出があったため、新たな賃借人の確保に向け、サウンディング型市場調査を5月に実施した。賃借人退去が令和8年8月末へ変更になったが、引き続き公募準備を進め、令和7年12月に公募を行った。 【定量的指標】 「全貸借人との情報交換のための面談等年1回以上」の実施率は100%であった。 〔4.再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況〕 ○令和8年3月末における保有施設30件、うち空き施設は0件である。結果、貸付料の安定的な収入を確保できた。また、収支状況については、施設の修繕等の適切な実施に努めた結果、経費率は97.3%であり、安定した収支の確保につながった。	ることができた。 ・定期的な入金確認により、支払遅延の発生を未然に防ぐことができた。 ・賃借人と円滑に交渉を進めることができ、令和6年度からの継続者（1者）も含め、貸付料の増額変更契約7件を締結した。なお、法的措置に移行した1者については調停を成立させたことにより、令和7年2月分の賃料から増額することができ、収益性の確保及び管理事務費の改善につながった。 ・大井その2（商業施設）は、地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた施設であり、現賃借人撤退後に新たな賃借人を確保することは重要な課題であった。そのため、地域住民への説明や関係機関との調整、賃借人選定委員会の開催など事務処理を効率的かつ迅速に行い、優先交渉権者を令和8年3月に決定した。この結果、施設が未活用となることを回避できる見通しが立ち、移転補償跡地の有効活用、安定的な賃料収入の確保及び地域活性化に向けた取組を具体的に前進させることができた。 これらの取組及び成果のうち、①定量的指標である定期巡回による全施設月1回の点検実施を着実に実施し、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを的確に把握した。また、全貸借人との情報交換のための面談実施により、賃借人の退去や貸付料滞納などのリスクに備えた。 加えて、②法的措置に移行した1者については調停を成立させたことにより、令和7年2月分の賃料から増額となり、収益性の確保及び管理事務費の改善につながった。 さらに、③令和7年3月に大井その2（商業施設）賃借人からの撤退の届出を受け、新たな賃借人の確保に向けて、令和7年5月にサウンディング型市場調査を実施し、応募に関心を示す事業者のニーズや懸念事項を踏まえた最適な公募要件を設定した。その結果、年度内に優先交渉権者が決定し、施設が未活用となることを回避できる見通しが立ち、移転補償跡地の有効活用、安定的な賃料収入の確保及び地域活性化に向けた取組を具体的に前進させることができた。 以上のことから、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。	
--	---	--	---	--	---	---	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の差額の主な要因は、工事計画等を変更したことによるもの。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1.（2）	住宅騒音防止対策事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5年度	6年度	7年度					5年度	6年度	7年度	
防音工事 （未実施）	—	—	0件	0件	0件				予算額（千円）	52,762	80,052	57,782	
防音工事 （告示日後）	—	—	0件	0件	0件				実績額（千円）	29,231	22,858	33,931	
更新工事①	—	—	28台	25台	20台				決算額（千円）	29,231	22,858	33,931	
更新工事① （告示日後）	—	—	3台	4台	4台				経常費用（千円）	56,238	51,166	63,892	
更新工事②	—	—	73台	57台	73台				経常利益（千円）	—	—	—	
更新工事② （告示日後）	—	—	6台	12台	15台				行政コスト（千円）	56,238	51,166	63,892	
更新工事③	—	—	42台	28台	40台				職員数（人）	3	3	3	
更新工事③ （告示日後）	—	—	0台	2台	53台								
更新工事④			38台	51台	21台								
問合せ件数 （うち処理済件数）			992件 （992件）	910件 （910件）	780件 （780件）								
更新工事交付決定 までの処理日数	60日以内		100%	100%	100%								

注）予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(2) 住宅騒音防止対策事業 住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。 今後も、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。 【指標】 ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内 （前中期目標期間実績※ 最長処理日数 59 日）	(2) 住宅騒音防止対策事業 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や関係自治体からの助成を行う事業として次のとおり取り組む。 国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。 また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。 さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。 （指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）	(2) 住宅騒音防止対策事業 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を行う。 自治体広報誌への事業案内の掲載、関係自治体等の窓口での事業パンフレット配布、ホームページの適切な更新・改善等により積極的な事業制度の周知等の広報を行う。さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、今後、国が行う地元対策等と協調し国を始めとする関係機関との協議等を実施した上で、住宅騒音防止対策事業に関する広報について、より具体的な施策と施策実行の結果に対応する体制の整備について検討を進めていく。 ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。 （指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）	＜主な指標等＞ 1. 国及び関係自治体との連携 2. 事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え 3. 事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮 4. 事業実施・予算執行状況 ＜評価の視点＞ 1. 国及び関係自治体と緊密な連携に取り組んでいるか。 2. 事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え、一層の事業制度の周知や関係地元団体の担当者との連携等に取り組んでいるか。 3. 事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮に取り組んでいるか。 4. 事業実施・予算執行状況適切な把握に取り組んでいるか。 ＜定量的指標＞ ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内	＜主要な業務実績＞ 〔1. 国及び関係自治体との連携〕 ○事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、関係自治体の担当者を対象に、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を例年どおり開催して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。 その他、「連絡協議会※」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。 ＜福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議＞ ・開催日：4 月 25 日（金） ・開催場所：空港周辺整備機構 会議室 ・議題：令和 6 年度事業報告、令和 7 年度事業計画、情報共有等 〔2. 事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え〕 ○関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。 令和 7 年度は更に事業制度の周知を図るため、新たな取組として大手家電量販店 3 店舗に制度のお知らせのチラシを設置し、広報活動を強化した。 ○福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。 ・福岡市博多区 4 回(5 月・7 月・11 月・2 月号) 東区 4 回(5 月・7 月・11 月・2 月号) ・大野城市 3 回(5 月・11 月・2 月号) ○住宅騒音防止対策事業に関する相談等の問合せ件数は 780 件で、そのうち苦情は 4 件だったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。 なお、電話対応に当たってはサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを活用し対応力の向上に努めている。 ○騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国へ令和 8 年度以降の嘱託職員 1 名増員の要求を行った。	＜評定と根拠＞ 評定： B ・年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑に事業を執行することができた。 ・パンフレットの設置（補充）やチラシの掲示に加え、大手家電量販店 3 店舗に制度のお知らせのチラシを設置することで、より多くの住民に継続的に制度及び事業概要を周知することができた。 ・広報誌を見た住民からの問合せは 9 件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があった。 ・UR 都市機構との事務調整を行い、入居者へ配布する資料の見直しや UR 担当者への周知を徹底したこと等により苦情件数は昨年度の 15 件から 4 件へ減少し、円滑な事業推進につなげることができた。 また、電話対応時に通話内容を録音することにより、相談内容の正確な聞きとり、トラブルの未然防止、また、情報共有（相談簿）による窓口対応力の向上を図ることができた。 ・増員要求の結果、令和 8 年度下半期に嘱託職員 1 名の増員が認められ、騒音対策区域見直しに伴う業務増に向けた体制整備を図ることができた。	評価 B ＜評価に至った理由＞ 定量的指標については 100%達成しているほか、以下のような成果が認められることから、自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ・220 件の更新工事交付申請について、全ての空調機器更新工事を実施。平均処理日数は 27.3 日となり、達成目標の 60 日以内を大幅に下回っている。 ・円滑かつ着実に事業を進める観点から、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を年度当初に毎年開催し、事業概要や予算等の説明を行うことで関係自治体の担当者に対して事業への理解をより深めさせることができた。 ・令和 7 年度は更に事業制度の周知を図るため、新たな取組として大手家電量販店 3 店舗に制度のお知らせのチラシを設置し、広報活動を強化。 ・UR 都市機構との事務調整を行い、入居者へ配布する資料の見直しや UR 担当者への周知を徹底したこと等により苦情件数は昨年度の 15 件から 4 件へ減少したことは、円滑な事業推進につながり、一定の効果が得られたものと思料。	

	＜指標の考え方＞ ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案したうえで、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。			○国が行う地元対策等と協調した情報発信を行うため、意見交換会等の場を通じて情報発信に向けたスケジュールや機構の役割について適宜確認を行った。 〔3. 事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮、4. 事業実施・予算執行状況〕 ○補助金交付決定に係る事務処理を効率化・迅速化するため、 ・申請受付時 受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封の上返送 ・交付決定時 進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、期首と比較して処理期間の短縮などの取組を行った。 【定量的指標】 「更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内」の達成率は 100%であった。	・令和 7 年度時点では具体的なスケジュール等は示されていないが、国とのコミュニケーションを適時適切に行うことで情報を入手する基盤を構築することができた。 ・申請書に不備がある場合、修正箇所を分かりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。 さらに、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、申請数 220 件全てについて、目標日数である 60 日以内に交付決定を行い（最長処理日数 49 日）、事務処理の効率化が図られた。なお、平均処理日数は 27.3 日である。 ・過去 5 年間の最長処理日数推移 <table><tr><td>令和 3 年度</td><td>49 日</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>54 日</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>49 日</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>44 日</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>49 日</td></tr></table> ・過去 5 年間の平均処理日数推移 <table><tr><td>令和 3 年度</td><td>24.3 日</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>26.3 日</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>30.0 日</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>27.4 日</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>27.3 日</td></tr></table> これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B 評価とした。	令和 3 年度	49 日	令和 4 年度	54 日	令和 5 年度	49 日	令和 6 年度	44 日	令和 7 年度	49 日	令和 3 年度	24.3 日	令和 4 年度	26.3 日	令和 5 年度	30.0 日	令和 6 年度	27.4 日	令和 7 年度	27.3 日	
令和 3 年度	49 日																									
令和 4 年度	54 日																									
令和 5 年度	49 日																									
令和 6 年度	44 日																									
令和 7 年度	49 日																									
令和 3 年度	24.3 日																									
令和 4 年度	26.3 日																									
令和 5 年度	30.0 日																									
令和 6 年度	27.4 日																									
令和 7 年度	27.3 日																									

4. その他参考情報
予算額と決算額の差額の主な要因は、申請予定数に対し実際の申請等が少なかったことによるもの。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (3)	移転補償事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第4号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」（空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされているため）	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5年度	6年度	7年度				5年度	6年度	7年度		
実績（現年分）								予算額（千円） （うち繰越分（千円））	296,304	1,030,678 (48,728)	1,487,308 (74,717)		
土地	—	—	3件 446.93㎡	2件 1,930.74㎡	6件 4,427.67㎡			実績額（千円） （うち繰越分（千円））	254,550	683,206 (48,728)	1,078,300 (74,717)		
建物等	—	—	2件	1件	1件			翌年度への繰越額（千円）	48,728	74,717	—		
								決算額（千円）	205,822	608,490	1,078,300		
実績（繰越分）								経常費用（千円）	85,477	88,591	94,804		
土地	—	—	1件 335.71㎡	1件 1,090.82㎡	—			経常利益（千円）	—	—	—		
建物等	—	—	1件	1件	—			行政コスト（千円）	85,477	88,591	94,804		
								職員数（人）	6	6	6		
照会・相談件数 （うち処理済件数）	—	—	44件 (44件)	41件 (41件)	32件 (32件)								
測量等の調査開始 から契約までの日数	原則 270 日 以内		100%	100%	100%								

注）予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	(3) 移転補償事業 移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域(第二種区域)の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買入れを行う事業である。 今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。 【指標】 ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内 (前中期目標期間実績※ 最長処理日数 268 日) ＜指標の考え方＞ ・申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保する必要があることか	(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。 地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。 また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による効果的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。 さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。 (指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内)	(3) 移転補償事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点を踏まえ、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。 イ 土地の測量や建物等調査、不動産鑑定評価、申請者との打合せや契約協議等のスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数短縮に取り組むとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理の効率化を図る。 ロ 国及び関係自治体との情報共有並びに自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、移転補償跡地のフェンスを利用した横断幕(事業案内)及びホームページ等による広報について引き続き実施する。 さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、今後、国が行う地元対策等と協調し国を始めとする関係機関との協議等を実施した上で、移転補償事業に関する広報について、より具体的な施策と施策実行の結果に対応する体制の整備について検討を進めていく。また、引き続き、相談受付業務の効率化について検討・検証を行う。 ハ 移転補償対象物件の照会や移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、相談者の状況に応じて訪問による対	＜主な指標等＞ 1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化 2. 事業実施・予算執行状況 3. 広報等の実施、計画的な情報発信及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え 4. 各種相談への対応及び申請者の利便性の向上 5. 国との連携・地域住民の生活環境改善へ資する取組 ＜評価の視点＞ 1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化を着実に取り組んでいるか。 2. 事業実施・予算執行状況の適切な把握に取り組んでいるか。 3. 広報等の実施、計画的な情報発信及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え、一層の事業制度の周知や関係地元団体との担当者との連携等に取り組んでいるか。 4. 各種相談への対応及び申請者の利便性の向上のための取組を行っているか。 5. 国との連携・地域住民の生活環境改善へ資する取り組みを行っているか。 ＜定量的指標＞ ・申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内	＜主要な業務実績＞ 〔1. 事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化、2. 事業実施・予算執行状況〕 ○全 7 件の申請については、機構が実施する測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。 ○申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い、事務処理の効率化に引き続き取り組んだ。 【定量的指標】 「申請後の測量等の調査開始から契約までの日数原則 270 日以内」の達成率は 100%であった。 〔3. 広報等の実施、計画的な情報発信及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え〕 ○事業案内について、これまでも実施している自治体(福岡市・大野城市)広報誌への掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、例年事業対象区域の公民館、共同利用会館へ事業案内チラシを随時設置している。令和 7 年度においては、申請手続がより分かりやすくなるよう内容を整理した新しいチラシを作成した上で、継続した広報活動に取り組んだ。 ○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第 4 期中期より実施を継続して、現在までに 10 箇所の設置を行っている。令和 7 年度はさらなる広報活動の強化として、これに加えて、新たに 3 箇所を選定し追加設置を行った。 ○騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、今後、国が行う地元対策等と協調し国を始めとする関係機関との協議等を実施した上で、移転補償事業に関する広報について、よ	＜評定と根拠＞ 評定： A ・機構発注調査等に伴う申請者との連絡調整や現場立会のほか、申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進めた。 なお、令和 8 年 2 月までに申請者都合により取り下げとなった 1 件を除いた 6 件全ての契約、及び土地の所有権移転を完了した。 ・個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応することにより、測量等調査開始から契約締結までの日数については、申請件数 7 件の全てにおいて目標日数の 270 日以内に完了し、事務処理の効率化を図ることができた。 (最長処理日数 230 日、平均処理日数 205 日) ・新しいチラシを作成し公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置による継続的な広報活動に加え、さらなる広報活動の強化として横断幕の追加設置(令和 4 年度 3 箇所、令和 5 年度 3 箇所、令和 6 年度 4 箇所、令和 7 年度 3 箇所)を実施した結果、令和 7 年度における移転補償事業に関する照会 は 32 件(15 件が対象うち 4 件が申請)となっており、継続的かつ広報活動強化の効果が得られた。(申請件数：令和 4 年度 3 件、令和 5 年度 7 件、令和 6 年度 8 件、令和 7 年度 4 件) ・騒音対策区域の見直しに伴う業務増の分析及び大阪航空局ならびに福岡国際空港株式会社への事業承継に向けた準備として、令和 7 年度より大阪航空局との定期的(2 ヶ月に一	評定 A ＜評定に至った理由＞ 定量的指標については 100%達成しているほか、中期目標を上回ることとなった以下のような事業承継に向けた取組等の成果が認められることから、総合的に勘案し自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。 ・騒音対策区域の見直しに伴う業務量増及び大阪航空局ならびに運営権者への事業承継に向けた準備として、令和 7 年度より大阪航空局との定期的(2 ヶ月に一度を目安として)な意見交換を開始した。6 回実施し、現年事業の進捗を始め、事業承継に備えるべく業務増への対応等について意見交換を行った。また、機構廃止を見据えながら事業承継に向けた課題の洗い出しを国と機構それぞれで行った上で、両者による課題対応の進捗状況確認表を作成し、想定される課題を早期に共有出来る体制を構築した。 ・令和 6 年度までに機構でデータベース化した土地・建物の登記情報を活用し申請見込件数を算出し、今後の業務増に対応した人員体制の検討に必要な根拠データを整備した。 ・相談受付業務の効率化に向けて、より迅速かつ正確な受付業務を行うため、相談対応簿の見直しを行うとともに、主たる受付担当者が不在時でも受付可能な体制を構築した。あわせて、相談内容や区域判定などの情報を当該対応簿で容易に整理・把握できるよう改善した結果、当該相談の処理(受付が可能か否かの確認等)をより円滑に行うことが可能となり、業務効率化が図られた。これにより、相談者への回答時間短縮にも寄与した。 ・申請者(相談者)に対して、より分かり易い内容にすることを目的として「移転補償のしおり」見直し及びそれに付随する「ホームページ」掲載の見直しを迅速に行った結果、申請者の誤認識等の未然防止に資することができた。 ・令和 7 年度は、フェンス工事箇所 3 箇所のうち 2 箇所への防草用アスファルト舗装を施工し、令和 6 年度引き続き、国への引き渡し後の跡地管理(除草)上の効率化や、地域の環境改善に資する対策(雑草予防)に寄与した。

	ら、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。		応も視野に入れた、より丁寧な対応を心がける。また、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料（「しおり」等）の見直し等を適時行う。 （指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内）	り具体的な施策と施策実行の結果に対応する体制の整備について検討を進めた。 また、今後見込まれる業務増加量を定量的に把握するため、移転補償対象となる土地について、機構が保有する情報や現地で目視調査を実施した結果を基に絞り込み、今後の申請見込件数を算出した。 ○騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国へ令和 8 年度以降の嘱託職員 1 名増員の要求を行った。 〔4. 各種相談への対応及び申請者の利便性の向上〕 ○前年度に引き続き、登記簿情報（約 6,000 件）のデータベースを用いて、移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。今年度は、相談受付業務のさらなる効率化に向けた検討を行い、相談対応簿の見直し及び受付後の課内決裁時の起案様式と統合を行った。 ○申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料（移転補償の「しおり」、「ホームページ」）の見直しを行い、申請者に対して、より分かり易く正確な情報発信に努めた。 ○移転補償事業にかかる各種相談（申請、境界確定、建物撤去など）について、引き続き迅速かつ適切に対応した。特に移転補償希望者には、移転補償手続き（制度説明、書類の作成含む）などの説明を、より丁寧に対応した。 〔5. 国との連携・地域住民の生活環境改善へ資する取組〕 ○令和 6 年度に実施した防草用アスファルト舗装について、雑草の生え具合及び公道（歩道）への飛び出し状況を、国（福岡空港事務所）で確認を行った。その結果、雑草の公道飛び出し抑制効果が高く、また、地元からも好評を得ていることもあり、令和 7 年度においても、	度を目安として）な意見交換を開始した。 R7. 6、R7. 8、 R7. 10、R7. 11、R8. 1、R8. 3 の計 6 回の開催を行い、現年事業の進捗を始め、事業承継に備えるべく業務増への対応等について意見交換を行った。 併せて、意見交換の際に、福岡県・福岡市の広報媒体を活用した新たな広報手段を提案し、実施可能なツール・媒体を含め、対象地域の住民への分かりやすい情報発信のあり方について検討を開始した。 また、業務増加量の把握のため算出した申請見込件数を意見交換会で共有し、今後の業務増に対応した人員体制の検討に必要な根拠データを整備した。 ・増員要求の結果、令和 8 年度下半期に嘱託職員 1 名の増員が認められ、騒音対策区域見直しに伴う業務増に向けた体制整備を図ることができた。 ・相談受付業務の効率化に向けて、より迅速かつ正確な受付業務を行うため、相談対応簿の見直し（相談受付に必要な情報の項目を対応簿内に明確化）を行うとともに、主たる受付担当者が不在時でも受付可能な体制を構築した。あわせて、相談内容や区域判定などの情報を当該対応簿で容易に整理・把握できるよう改善した結果、当該相談の処理（受付が可能か否かの確認等）をより円滑に行うことが可能となり、業務効率化が図られた。これにより、相談者への回答時間短縮にも寄与した。 ・申請者（相談者）に対して、より分かり易い内容にすることを目的として「移転補償のしおり」見直し及びそれに付随する「ホームページ」掲載の見直しを迅速に行った結果、申請者の誤認識等の未然防止に資することができた。 ・令和 7 年度における移転補償事業に関する照会 は 32 件であり、うち 15 件が事業対象であったため、移転補償手続きの制度説明や申請手順について懇切丁寧に対応した結果、そのうち 4 件が移転補償を希望する意向が示され、申請を受け付けた。 ・令和 7 年度は、フェンス工事箇所 3 箇所のうち 2 箇所への防草用アスファルト舗装を施工し、昨年度に引き続き、国への引き渡し後の跡地管理（除草）上の効率化や、地域の環境改善に資する対策（雑草予防）に寄与できた。	（外部有識者からの意見） ・移転補償跡地の雑草対策としての防草用アスファルト舗装施工は細かいことだが地域にとって重要である。 ・移転補償事業の手続きは 3 年がかりで長期にわたるものということをまずは申請者等に理解いただく必要があり、今回 HP 上にしっかり記載があり、非常にわかりやすかった。また、申請処理中に職員が異動となるケースもあると思うが、相談対応簿の見直しを行い、担当者不在時でも相談対応可能な体制を構築したことは評価できる。効率のかつ俗人的にならない業務体制を構築したことは非常に重要である。
--	---	--	--	---	---	--

					引き続き買い入れた土地の公道沿い部分約 2m 範囲へアスファルト舗装を施工することとし、令和 7 年度フェンス工事箇所 3 箇所のうち 2 箇所への防草用アスファルト舗装を施工した。	これらの取組及び成果のうち、特に、 ①申請件数が例年の約 2 倍に増加した中で令和 7 年度の移転補償申請 7 件（うち 1 件は取り下げ）全てにおいて目標処理日数 270 日以内を達成し、着実に事業を実施した。 ②騒音対策区域の見直しに伴い想定される業務増加量を定量的に把握し、今後の人員体制・業務実施体制の検討及び予算措置に備えるため、想定される今後の申請見込件数の算出を行った。 算出に当たっては、移転補償の性質上、申請実績等からの予測は困難であることから、前年度までに機構でデータベース化した土地・建物の登記情報を活用し、移転補償の対象となる土地約 1,000 筆について、1 筆ごとに申請に結びつく要因の有無について精査を行った。さらに約 400 筆については、現地調査を実施し、その結果を基に今後の申請見込件数を算出した。 この結果を、国との意見交換会の場でも共有したことにより、今後の機構及び令和 11 年度（2029 年度）以降における大阪航空局の業務増に対応した人員体制の検討及び予算措置を具体的に進める根拠データを整備した。 ③騒音対策区域の見直しに伴う業務増（大阪航空局における業務増を含む）に備えるため、機構の働きかけにより大阪航空局との定期的な意見交換会の場を設け、想定される課題を早期に共有可能な体制を構築するとともに、対象地域の住民への分かりやすい情報発信のあり方についても検討を開始した。 ④申請相談者からの問合せに迅速に対応するため、相談対応簿の見直し（相談受付に必要な情報の項目を明確化）を行い、判断に必要な情報項目を整理した。これにより、主たる受付担当者が不在時でも受付可能な体制を構築し、当該相談の処理をより円滑に行うことが可能となり、相談者への回答時間短縮に寄与するとともに、業務の効率化が図られた。 これにより、騒音対策区域の見直しに伴う今後の申請件数の増加に際しても対応可能な業務実施体制の構築に寄与した。 以上のとおり、将来の業務増を見据えて、業務効率化の推進、今後の人員体制の検討及び予算措置に資する取組を実施したことは、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A 評価とした。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の差額の主な要因は、予算計上した補償費と各種調査及び土地鑑定評価額との差が生じたことによるもの。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1. (4)	緑地造成事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第28条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ																
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度					5 年度	6 年度	7 年度			
	造成面積	－	－	776 ㎡	666 ㎡	677 ㎡					予算額（千円）	23,281	30,178	18,535		
											実績額（千円）	11,527	17,661	1,624		
											決算額（千円）	11,527	17,661	1,624		
											経常費用（千円）	18,320	24,740	9,129		
											経常利益（千円）	－	－	－		
											行政コスト（千円）	18,320	24,740	9,129		
											職員数(人)	1	1	1		

注) 予算額、実績額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストは一般管理費（管理勘定）を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(4) 緑地造成事業 緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。 今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成につい	(4) 緑地造成事業 騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。	(4) 緑地造成事業 次の取組を行い、事業を着実に推進する。 移転補償事業により取得した土地約0.1haについて事務処理の効率化を図りつつ、造成・植栽を確実に実施する。	<主な指標等> 1. 事業の実施状況 2. 事業実施・予算執行状況 3. 事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理 <評価の視点> ・移転補償事業により取得した土地について、事務処理の効率化を図りつつ、造成・植栽を取り組んでいるか。	<主要な業務実績> 〔1. 事業の実施状況、2. 事業実施・予算執行状況〕 ○国が買収した移転補償跡地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約0.1ha（1箇所 677㎡）の造成・植栽を着実に実施した。 〔3. 事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理〕 ○工事工程の進捗状況の把握を常に行い、ス	<評定と根拠> 評定：B <		

	て、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。				ケジュール管理を的確に行った。	に行った結果、LED 灯の納期遅延に伴う翌債手続きや、工事の工期延伸手続き等、迅速かつ確実に実施することができた。 これらの取組及び成果は、中期計画等における所期の目標を十分に達成したものと考えられるため、B評価とした。	
--	--------------------------------	--	--	--	-----------------	--	--

4. その他参考情報
予算額と決算額の差額の主な要因は、対象工事が翌年度へと繰越になったことによるもの。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ①	業務改善の取組 業務運営の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。	(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。	(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行いDXの推進等による効率的な事業執行を図る。 イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。 ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等（オンライン研修・eラーニングを含む。）により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。 ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員に対して機構の使命や役割を一人一人に浸透させるため、事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程類、会議資料や研修資料についても組織内のイントラネット（情報共有サイト）で閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。	<主な指標等> 1. 業務運営の効率化 2. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整 3. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加 4. 効率的な知識、情報及び技術の承継 <評価の視点> ・業務運営の効率化 現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> 〔1. 業務運営の効率化〕 ODX の推進による効率的な事業執行を図るため、理事長を長とする DX 推進検討会を設置し、DX 推進に向けた取組についての検討を行った結果、Microsoft365 の導入に伴い利用可能となった生成 AI、Teams、Forms 等を積極的に活用する方針を決定した。 ○生成 AI の活用に当たっては、情報セキュリティ上のリスク評価を適切に実施した上で利用ルールを制定し、全役職員が利用できる環境を整備した。 ○機構ホームページの移転補償事業に係る記載内容について、より分かりやすくなるよう見直した。あわせて、必要な申請書をホームページに掲載し、申請前に必要な書類や情報を確認できるようにした。 〔2. 国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整〕 ○事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出向元である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。 ○業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため、専門職種の職員が組織内の連携の一環として他課の工事における積算業務にアドバイスをを行う等、各事業に専門職種の技術力や知見を有効に活用した。 〔3. 外部講師等による研修の実施や外部研修への参加〕 ○職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図るため、オンライン・eラーニング・講義形式による研修を実施した。 また、職員のスキルアップと意識改革を図るため、各種外部研修への積極的な参加を促し、外部研修に参加した。 〔4. 効率的な知識、情報及び技術の継承〕 ○新たに配属された職員を対象に、新規採用者研修を実施した。	<評定と根拠> 評定： A ・理事長を長とする DX 推進検討会を設置し、組織横断的な検討を行ったことで、早期に生成 A I 等の活用方針を決定することができた。 ・生成 AI を活用可能としたことにより、文書作成や情報整理など日常業務全般において業務効率化が図られた。特に、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について記載した事業の成果（レポート）の作成において、生成 AI 活用したことで、業務時間の大幅な短縮につながった。 ・記載内容について、より分かりやすくなるよう見直したことにより、移転補償の対象範囲や条件、補償内容、手続きの流れに関する理解の向上が図られた。あわせて、必要な申請書をホームページに掲載し、申請前に必要な書類や情報を確認できるようにしたことで、利用者の利便性向上にも寄与できた。 ・積算業務や仕様内容の検討において、専門職種の職員間の連携も図りながら助言を得つつ業務を効率的に進めた。 ・積極的な研修参加を促したことが、職員のスキルアップにつながり、結果として、組織の活性化を進めることができた。	評価 A <評定に至った理由> ・中期目標を上回ることとなった以下の業務運営の効率化に向けた DX 推進の取組（生成 AI 等の導入による業務の効率化）等の成果が認められることから、総合的に勘案し自己評価書の「A」との評価結果が妥当であると確認できた。 ・生成 AI、Teams、Forms 等を積極的に活用する方針を早期に決定し、情報セキュリティ上のリスク評価を適切に実施した上で、全役職員が利用できる環境を整備し、日常業務全般において業務効率化が図られた。特に、事業の成果（レポート）作成において、業務時間の大幅な短縮につながった。 ・機構ホームページの移転補償事業に係る記載内容について、より分かりやすくなるよう見直したことにより、移転補償の対象範囲や条件、補償内容、手続きの流れに関する理解の向上が図られた。あわせて、必要な申請書をホームページに掲載し、申請前に必要な書類や情報を確認できるようにしたことで、利用者の利便性向上にも寄与した。 (外部有識者からの意見) ・AI は積極的に活用して行くべき。また、公表可能な資料やデータを積極的に公開することで、他で引用されることもあり、間接的な広報につながる効果も期待できる。	

					○機構内イントラネット掲示板を活用し、全職員共通の情報として研修・委員会資料、規程類など、利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへつなげるなど、業務の質の向上を図った。 また、業務資料として、最新版の業務フローチャート・リスク管理表等を共有し、トップページからワンクリックで常時アクセスできるよう構築しており、業務の利便性を向上させている。なお、この掲示板については逐次内容の更新や改善を行っている。	・機構内イントラネット掲示板にて、会議資料や研修資料等のうち利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへ繋げるなど、業務の質の向上を図るとともに、機構内イントラネットの活用を推進し、必要な情報へのアクセスを容易にすることで業務の効率化を図ることができた。 これらの取組及び成果のうち、理事長を長とする DX 推進検討会における検討を踏まえ、生成 AI 等を積極的に活用する方針を早期に決定し、情報セキュリティ上のリスク評価を適切に実施した上で、全役職員が利用できる環境を整備した。 これにより、日常業務全般において業務効率化が図られ、特に、事業の成果（レポート）作成において、業務時間の大幅な短縮につながった。 上記により、中期計画等における所期の目標を上回るものと考えられるため、A評価とした。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ②	業務改善の取組 事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	事業費(予算額)(千円)	前中期目標期間の最終年度比で3%以上に相当する額を削減	13,974	13,055	13,011	13,544			
	上記削減率(%)		—	6.5%	6.8%	3.0%			
	達成度		—	—	—	—			年度計画で数値を定量化していないため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
	事業費(実績額)(千円)		10,682	11,261	10,075	11,008			

注) 事業費は、再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	②事業費の効率化 事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。	②事業費の効率化 事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で3%以上に相当する額を削減する。	②事業費の効率化 事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	<主な指標等> 1. 事業費の削減状況 <評価の視点> ・事業費(再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> [1. 事業費の削減状況] ○前中期目標期間の最終年度(令和4年度)に対する効率化対象の予算額の削減率は、3.0%とした。	<評定と根拠> 評定： B ・計画及び業務実績のとおり経費の削減を行っており、B評価とした。	評定	B
							<評定に至った理由> ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
予算額と実績額の差額の主な要因は、契約差金等によるものである。

様式１－１－４－２　中期目標管理法人　年度評価　項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2.（１）③	業務改善の取組 一般管理費の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5年度	6年度	7年度		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	一般管理費（予算額）（千円）	前中期目標期間の最終年度比で 9% 以上に相当する額を削減	68,150	67,488	71,861	62,016		
	上記削減率（%）		－	0.9%	▲5.4%	9.0%		
	達成度		－	－	－	－		年度計画で数値を定量化していないため、中期計画最終年度において達成度の算出を行う。
	一般管理費（実績額）（千円）		59,687	62,383	64,658	56,567		

注）一般管理費は、人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	③一般管理費の効率化 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で 9%程度に相当する額を削減すること。	③一般管理費の効率化 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和４年度）比で 9%以上に相当	③一般管理費の効率化 一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。	＜主な指標等＞ 1. 一般管理費の削減状況 ＜評価の視点＞ ・一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ 〔1. 一般管理費の削減状況〕 ○前中期目標期間の最終年度（令和４年度）に対する効率化対象の予算額の削減率は、9.0%とした。	＜評定と根拠＞ 評定： B ・計画及び業務実績のとおりに経費の削減を行っており、B評価とした。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

		する額を削減する。						
--	--	-----------	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
予算額と実績額の差額の主な要因は、契約差金等によるものである。

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報
2.（1）④ 契約の適正化・調達の合理化
当該項目の重要度、難易度 — 関連する政策評価・行政事業レビュー —

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度			（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	④契約の適正化・調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。	④契約の適正化・調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。 また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。	④契約の適正化・調達の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、「令和 7 年度調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。 また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。 調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、これまでの取組の効果検証を進めつつ、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう取り組む。	＜主な指標等＞ ■重点的に取り組む分野 1. 施工箇所等の取りまとめ ＜当該取組の実施状況＞ 2. 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し ＜当該取組の実施状況＞ 3. 建設工事の発注における余裕期間制度の活用 ＜当該取組の実施状況＞ 4. 建設工事における技術者配置要件の緩和 ＜当該取組の実施状況＞ 5. 測量及び設計業務における技術者要件の緩和 ＜当該取組の実施状況＞ 6. 入札公告情報周知にかかる建設業界紙の活用 ＜当該取組の実施状況＞ 7. 「調達等合理化計画」にない新たな取組 ＜当該取組の実施状況＞ ■調達に関するガバナンスの徹底 1. 随意契約に関する内部統制の確立 ＜該当案件 100%点検を実施＞ 2. 不祥事の発生 of 未然防止のための取組<内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ 3 回以上開催> ＜評価の視点＞ ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達に取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ ■重点的に取り組む分野 〔(1). 施工箇所等の取りまとめ〕 同業種の工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在していても関係者に不利益とならない範囲で一括発注とすることにより合理的な調達実施に取り組んだ。なお、一括発注の判断は、発注課において検討した結果を、入札及び契約事項審査会において確認することにより行った。 【事例 1】福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務 7 箇所に点在する対象地を一括発注することにより、入札参加者は 3 者、予定価格 9,190 千円に対し落札価格 3,300 千円(落札率 35.9%)となった。 【事例 2】福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務 7 箇所に点在する対象地を一括発注することにより、入札参加者は 9 者、予定価格 5,287 千円に対し落札価格 1,507 千円(落札率 28.5%)となった。 〔(2). 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し〕 一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載して入札参加に必要な十分な情報を提供することにより、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。 また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件(ランク)の緩和を行うとともに、業務内容や規模に応じて公告期間を十分確保することにより、競争性の確保に取り組んだ。 【事例 1】福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務 予定価格に対応する入札参加資格	＜評定と根拠＞ 全体評定：B 総合的に判断し、全体評価を B 評価とする。 (個別評定：B) 施工箇所の取りまとめについては、発注時期が近く、複数箇所に点在していても施工業者に不利益とならない範囲でまとめて発注するなど合理的な調達を行った結果、一定程度競争性を確保することができ、また落札価格を低く抑えることができた。 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。 (個別評定：B) 一般競争入札について、入札参加に必要な十分な情報の提供や公告期間の確保、入札参加資格要件の緩和、アンケート結果の反映等の取組により、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高めた。 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。	評価 B ＜評価に至った理由＞ ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

				要件がC等級相当であったが、競争性を高めるためD等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した3者中3者がD等級であった。 【事例2】福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務 予定価格に対応する入札参加資格要件がA等級相当であったが、競争性を高めるためB等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した者9者中3者がB等級であった。 さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させることとしている。 〔(3) 建設工事の発注における余裕期間制度の活用〕 建設工事の発注に当たっては、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、余裕期間制度(※)を積極的に活用し、柔軟な工期の設定等を通じて作業員を確保できるようにした。 (※) 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事開始日)もしくは終期(工事完了期限日)を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。 当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。 令和7年度に一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る建設工事において余裕期間制度を適用し、その結果1者応札となった案件はなかった。 〔(4) 建設工事における技術者配置要件の緩和〕 他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者	(個別評定：B) 建設工事の発注にあたり、余裕期間制度を積極的に活用し、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保できた。 従前からの取組であることを踏まえ、B評価とする。 (個別評定：B) 建設工事の発注にあたり、技術者配置要件の緩和を積極的に行い、他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りの防止に努めたことで競争性が確保された。 従前からの取組であることを踏まえ、B評価とする。	
--	--	--	--	---	--	--

				を兼務できるようにした。 令和 7 年度に一般競争入札により発注した建設工事全てにおいて技術者配置要件の緩和を行い、その結果入札参加者のいない案件はなかった。 〔(5). 測量及び設計業務における技術者要件の緩和〕 緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者のみであった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。 令和 7 年度においては、緑地造成事業に係る測量及び設計業務発注はなかった。 〔(6). 入札公告情報周知にかかる建設業界紙の活用〕 入札公告情報の掲載依頼を、建設業界紙の全国紙 2 社及び九州地方紙 1 社に行い、入札公告情報のより一層の周知を図り、競争性の向上に努めた。 その結果、令和 7 年度に一般競争入札により発注した建設工事全ての案件においては、入札参加者のいない案件はなかった。 〔(7). 「調達等合理化計画」にない新たな取組〕 国の予算決算及び会計令の改正により少額随意契約の基準価格が見直されたことを受け、関係規程の改正を速やかに行い、契約事務の一層の適正化及び業務運営の効率化に努めた。 令和 7 年度実績においては、従前一般競争入札の対象であった入札契約案件のうち 5 件が少額随意契約へ移行しており、事務負担の軽減に寄与している。 ■調達に関するガバナンスの徹底 〔(1). 随意契約に関する内部統制の確立＜該当案件 100%点検＞〕 当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催している。審査会においては「調達に関する問題点がないか」、「よりよい入札にするための工夫ができないか」、「随意契約によら	(個別評定：－) 該当なし。 (個別評定：B) 入札公告情報を掲載する建設業界紙を全国紙に依頼したことにより、九州地域以外を拠点とする業者にも周知することができ、さらなる競争性の向上が図られた。 従前からの取組であることを踏まえ、B 評価とする。 (個別評定：B) 関係規程の改正を速やかに行い、契約事務の一層の適正化及び業務運営の効率化に努めたことで契約手続きの簡素化及び迅速化につながった。 他の行政機関でも実施している取組であることを踏まえ、B 評価とする。 (個別評定：B) 「入札及び契約事項審査会」において調達内容や随意契約理由の妥当性等について、適切に検証が行われている。 他の独立行政法人ではすでに実施している取組であることを踏まえ、B 評価とする。	
--	--	--	--	---	--	--

					ざるを得ない案件であるか」などについて、点検、確認を行う体制を構築している。 〔(2) . 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組<内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催>〕 当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。 各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。 具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。	(個別評定：B) 理事長のリーダーシップの下、各種委員会の運営によりP D C Aが機能している。また、研修等の開催により、組織内におけるコンプライアンス意識醸成を図り、不祥事発生の未然防止につなげた。 計画どおり実施したことを踏まえ、B評価とする。	
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (1) ⑤	業務改善の取組		
	人件費管理の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	⑤人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。	⑤人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。	⑤人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与と同一の水準としている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適時適切に改定を行うとともに、その改定結果や取組状況を公表する。	<主な指標等> 1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組 2. 国家公務員の給与に準じた運用 <評価の視点> 給与水準については、国家公務員の給与と同一の水準としている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適時適切に改定を行うとともに、その改定結果や取組状況の公表に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> 〔1. 対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組〕 ○従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。 令和7年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、機構の給与水準を国の制度に合わせて見直しを行い、取組状況を令和8年6月に公表した。 〔対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移〕 令和7年度実績：93.6 〔2. 国家公務員の給与に準じた運用〕 ○「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の内容を踏まえ、「職員給与規程」及び「職員の期末手当及び勤勉手当支給細則」の改正を実施（12月、3月）。 ・官民格差等に基づく給与水準改定 俸給月額引き上げ 期末手当及び勤勉手当支給率の引き上	<評定と根拠> 評定：B ・従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。令和7年度においても、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、機構の給与水準を国の制度と同一にするための改正手続きを着実に実施した。	評定	B
							<評定に至った理由> ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

					げ（4. 60 月分→4. 65 月分） 自動車等使用者に係る通勤手当の改正	以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	
--	--	--	--	--	---	-------------------------------------	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2. (2)	業務のデジタル化及びシステムの最適化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等によ	(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステム	(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化 機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステム	<主な指標等> 1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化 <評価の視点> ・機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行い、業務運営の簡素化及び効率化に取り組んでいるか。	<主要な業務実績> 〔1. 業務のデジタル化及びシステムの最適化〕 ○第5期中期目標において、「業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。」を踏まえ、工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画に基づき、職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を令和6年度に引き続き設けるとともに、10月からは電子化業務委託契約を発注し、図面の電子化を行うなど、法人文書のさらなる電子化に取り組んだ。 また、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名(保存期間の明記)などの文書保存ルール徹底を図るとともに、電子決裁システムの活用によるペーパーレス化の推進に取り組んだ。 ○グループウェア(サイボウズ)、無線LAN(Wi fi)、テレワーク環境(リモートデスク	<評定と根拠> 評定： B ・法人文書デジタル化推進計画に基づき、「電子化の日」を設け各職員が電子化作業に専念できる環境を構築するとともに、電子化作業に専従する派遣職員による PDF 化作業を行い、計画どおり法人文書の電子化を進めることができた。 ・電子媒体を正本・原本として体系的に管理するとともに、電子決裁システムの運用により新たに作成する法人文書の電子化を進めた。その結果、テレワーク環境での業務の幅を広げるとともに、決裁行為にかかる時間の短縮や紙の削減など業務の効率化に繋げることができた。	評定	B
							<評定に至った理由> ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

	り、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。	を強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。	を強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。 また、新型コロナウイルス感染防止の取組として導入した、テレワーク・web会議・ペーパーレス会議等についても、引き続き活用して業務のデジタル化を図る。	トップ）等の各種 ICT 環境を導入して、業務のデジタル化を図ってきた。 また、各種ソフトウェアをアップデートし、情報システムの最適化を行った。 ○WEB 会議システムを活用した打合せ・会議・研修や、組織内でのペーパーレス会議の開催など業務のデジタル化に取り組み、業務の簡素化・効率化を図った。また、テレワーク環境を活用した在宅勤務については、増台した貸与端末を利用して多くの職員がテレワークを実施した。 ○再開発整備事業について、騒音斉合施設のデータについて、保全状況や修繕記録の更新を進めた。 ○住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用により、住民からの問合せや相談への対応を迅速化し、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図った。 また、機構ホームページ上から電子媒体の申請書をダウンロード可能とすることにより、紙媒体での申請書配布数を削減し、効率化を図った。 ○移転補償事業について、前年度に引き続き、登記簿の情報（約 6,000 件）のデータベースを用い移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。今年度は、相談受付業務のさらなる効率化に向けた検討を行い、相談対応簿の見直し及び受付後の課内決裁時の起案様式と統合を行った。また、機構ホームページの移転補償手続きのページへ移転補償申請に関わる書式サンプルを新たに掲載し、利用者の利便性向上を図った。 ○経年に伴いシステムの最適化が必要であった資産管理システム用機器の更新を行い、各種ソフトウェアを最新のバージョンに切り替え、情報システムの適切な整備及び管理を行った。 ○Microsoft365 導入に伴い機能が拡充された Teams や新たに利用可能となった生成 AI、Forms 等を活用することより、業務効率化を推進した。	・WEB 会議は、コミュニケーションツールとしての運用が飛躍的に拡大し、かつ、ペーパーレス会議が主流となり、業務の簡素化・効率化を促進することができた。 ・テレワーク用の貸与端末を増台したことでこれまで以上に在宅勤務を行う職員が増加し、テレワークを前提とする新しい働き方の浸透に寄与できた。 ・再開発整備事業の物件データベースは、組織内において当該情報の共有化を図ることで、業務を円滑かつ効率的に処理することができた。 ・住宅騒音防止工事事務処理システムの活用によって、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図ることができた。 また、ホームページの改善により紙媒体での配布を必要最小限となるよう効率化を図ることができた。 ・相談受付業務の効率化に向けて、より迅速かつ正確な受付業務を行うため、決裁様式の見直しを行い、相談内容や区域判定を容易に把握できるよう改善した結果、相談を受け付けた職員以外でも当該相談の処理が可能となり、業務効率化が図られた。これにより、相談者への回答時間短縮にも寄与した。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B 評価とした。	
--	-------------------------------------	---	---	--	---	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (1)	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。	本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。	別紙のとおり。	＜主な指標等＞ 1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況 ＜評価の視点＞ ・健全な財務内容の維持に努めるとともに、保有資産の見直し（運用）について適切に取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ 〔1. 予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況〕 ○予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。 ○収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行を行った。 ○資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な執行管理を行った。 ○資金管理については、毎月の預金残高を突合し、適切な管理を行った。	＜評定と根拠＞ 評定： B ・中期目標・計画を踏まえた年度計画に基づいて円滑な事業進捗を図り、予算、収支計画及び資金計画について適正に実施した。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (2)	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	—	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とする。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定	—

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (3)	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定	—

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (4)	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	—	該当なし。	該当なし。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定	—

4. その他参考情報								
—								

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3. (5)	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5年度	6年度	7年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	—	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	固有事業（再開発整備事業）に充てる。	＜主な指標等＞ —	＜主要な業務実績＞ ○令和7年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づき積立金として整理した。	＜評定と根拠＞ 評定：— ・剰余金の使途については、適正に整理した。	評定	—

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4. (1)	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	5 年度	6 年度	7 年度			(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 内部統制の充実・強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。	(1) 内部統制の充実・強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCA サ	(1) 内部統制の充実・強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、内部統制を機能させるための規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見	<主な指標等> 1. 内部統制の運用(内部統制委員会の開催) 2. コンプライアンスの推進(コンプライアンス委員会の開催) 3. 適切なリスク管理(リスク管理委員会の開催) 4. 職員研修の実施 5. 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有 6. 業務実績や課題の整理、業務改善(内部評価委員会の開催状況) 7. 内部監査の実施 8. 監事監査、会計監査人による監査の実施 <評価の視点> ・内部統制については、内部統制システムの充実及び監事機能の	<主要な業務実績> 〔1. 内部統制委員会の開催〕 ○理事長を委員長とする内部統制委員会を 3 回開催し、内部統制の推進に関する取組について方針を決定するとともに、取組状況について報告を行った。 【審議、報告事項等】 第 30 回委員会 (4/17) ・今年度の取組方針(1. コンプライアンスについて、2. リスク管理について、3. 内部監査の実施、4. 情報セキュリティ対策について、5. 職員研修の開催、6. その他(令和 7 年度計画の取組))について審議決定 第 31 回委員会 (10/16) ・今年度の取組状況について中間報告 第 32 回委員会 (3/19) ・今年度の取組結果について報告 〔2. コンプライアンス委員会の開催〕 ○審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を 3 回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組方針を決定し、取組状況について報告した。	<評定と根拠> 評定： B ・内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を開催し、内部統制の充実・強化を図った。 ・令和 7 年度においても、理事長によるリーダーシップの下、引き続き内部統制システムに基づいた取組や研修等を実施し、内部統制委員会による取組状況の総括など PDCA サイクルを適切に実行するよう取り組んだ。	評定	B
							<評定に至った理由> ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 (外部有識者からの意見) ・カスタマーハラスメント対策については、対応が一定時間を超えた場合は上司に代わる、必要に応じた法的措置の実施など、組織としての対応基準を明確に定め、職員の心身の健康確保を図ることが重要。	

	指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。	イクルを実行していく。 指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。	直しを行うPDCAサイクルについて継続的に実行していく。 ①内部統制の運用 内部統制委員会において、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的なPDCAサイクルを実行していく。 ②コンプライアンスの推進 内部統制委員会の分科会的位置づけであるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に資する取組方針を決定し、コンプライアンス推進に係る教育・研修等を実施する。 ③適切なリスク管理 内部統制委員会の分科会的位置づけであるリスク管理委員会において、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応を行うことにより、リスク管理の実効性向上を図る。 ④職員研修の実施 内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。 ⑤内部コミュニケーションの活性化 理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。 ⑥内部監査	実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うPDCAサイクルについて継続的に取り組んでいるか。	【審議、報告事項等】 第30回委員会（5/15） ・今年度の取組方針決定 第31回委員会（10/8） ・上半期の取組状況（コンプライアンス理解度チェック及びストレスチェックの集計結果報告並びにコンプライアンス違反事例の各課討論） 第32回委員会（3/11） ・下半期の取組状況（コンプライアンス研修） ・今年度取組の総括（今年度の取組については翌年度以降も継続して実施していく方針を決定） 【主な活動】 ・4月に全役職員（非常勤職員を含む。）にハラスメント相談窓口（内部及び外部）をお知らせするとともに、作成したポスターを各室に掲示して啓発を行った。 ・4月に全役職員（非常勤職員を含む。）に内部通報制度に係る通報窓口をお知らせするとともに、公益通報ハンドブックをイントラ掲示板に掲載して紹介した。 ・7月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。 ・7月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。機構では、労働安全衛生法上の実施を義務づけられた職場ではないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、機構として相談窓口を紹介するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるように努めた。また、メンタルヘルス相談窓口について、役職員がいつでも相談窓口を確認できるようにイントラ掲示板にも掲載した。 ・9月にコンプライアンス違反事例（業務関連・私生活関連計4件）を議題とした各課討論を実施した。各職員からは多様な意見が集まり、改めてコンプライアンス違反を認知するとともに、違反が起こった要因や今後の改善の対策を考える良い機会とすることができた。 ・10月に職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりのため、理事長が若年層職員とのダイレクトコミュニケーションを主催し、役員の経験談や忌憚のない意見交換を行った。 ・12月にコンプライアンス・ハラスメント研修を全役職員に実施し、基本理念及び運営方針、公務員倫理の説明を改めて行い、研修	・コンプライアンス理解度チェックにおいては、認識の強化を図った。自己申告の結果、適切に認識されていた。 ・ストレスチェックについて、機構には労働安全衛生法上の実施義務はないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるよう努めた。 ・コンプライアンス違反事例に係る自由討論により、各職員から多様な意見が集まり議論が深められるなど、コンプライアンスに関する意識の醸成が図られた。 ・役員によるダイレクトコミュニケーションでは、職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりに努めた。 ・コンプライアンス研修では、機構の基本理念等、コンプライアンスや倫理規程の説明を改めて行い、研修終了後にe-ラーニングを受	
--	--	---	--	---	--	---	--

			内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。	終了後に e-ラーニングを視聴し、意識啓発を図った。また、昨年度に引き続き理事長から全役職員に向けて基本理念及び運営方針について説明を行うことで機構職員としての責務の浸透を図った。 ・12 月に厚生労働省が定める職場のハラスメント撲滅月間にあわせて、役職員にハラスメント防止についてお知らせした。 ・コンプライアンス上問題がある状況に対して、職員が安心して報告ができるよう、通報者のプライバシーの保持や通報窓口の独立性が担保される社外通報窓口の設置の検討を行い、翌年度に窓口を設置することとした。 ・2 箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員（非常勤職員を含む。）に周知することで、意識の向上及び注意喚起を図った。 〔3. リスク管理委員会の開催〕 ○審議役を委員長とするリスク管理委員会を3 回開催し、機構のリスク管理のための取組方針を決定し、取組状況等について報告した。 【審議、報告事項等】 第 33 回委員会（5/15） ・今年度の取組方針決定 第 34 回委員会（10/8） ・上半期の取組状況（クレーム対応研修の実施状況及びフリートークの実施予定） ・業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況 第 35 回委員会（3/11） ・下半期の取組状況（安全運転研修） ・業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況 ・今年度取組の総括（今年度の取組については翌年度以降も継続して実施していく方針を決定） 【主な活動】 ・定期的なリスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行った。 ・7 月にクレーム対応研修（e-ラーニングの受講及びアンケート）を実施し、職員（非常勤職員を含む。）の苦情対応能力の向上を図った。 ・10 月に、大規模災害等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対応マニュアルに基づき安否確認訓練を実施した。 ・11 月にリスク管理活動の一環として、「自転車の安全利用」、「自動車の安全運転」、「夜間の見え方」及び「飲酒運転」等の安全運転研修を実施した。役職員（非常勤職員を含む。）がいつでも研修を受けられるようにするため、インターネット動画の視聴による研修	講し、意識啓発を図ることができた。特に、機構の基本理念及び運営方針については、理事長から全役職員に向けて説明を行うことで機構職員としての責務の浸透を図った。また、コンプライアンスだけでなくハラスメントについても同時に研修を行うことで研修のさらなる充実及び効率化を図った。 ・内部通報制度を見直し、役職員が安心して通報できる体制を整備することで、役職員の法令遵守に対する意識の向上を図った。 ・コンプライアンス違反事例の共有により、意識の向上及び注意喚起を図ることができた。 ・リスク管理表及び業務フローチャートの見直しについては、定期的に点検し、リスク項目や具体的な対策について見直すとともに、随時、新たに発見したリスクに対する検討を行い、リスクの低減を図ることができた。 ・クレーム対応研修では、機構職員の苦情対応能力の向上を図ることができた。 ・安全運転研修は、業務上及びプライベートでの自転車及び自動車の運転について安全意識の向上を図った。	
--	--	--	---	---	---	--

				とした。 ・3月に審議役から全職員に対し業務改善・職場環境改善提案週間を実施し、職員から率直な意見を募集する機会を設けた。また、意見については審議役がフォローアップを行った。 ・3月に、大規模災害等の発生時においても適切な業務執行を確保できるよう、優先すべき業務を定めた「業務継続計画」を策定した。 〔4. 職員研修の実施〕 ○各種内部統制に係る研修を実施し、職員（非常勤職員を含む。）のスキルアップと意識改革を図った。 研修の実施に当たっては、講義形式による研修のほか、オンライン研修やeラーニング研修も実施した。 ○職員から開催希望が多いメンタルヘルス研修については、ストレスに対するセルフケアの方法などを学習するため、動画視聴形式で実施した。 〔5. 機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有〕 ○業務運営の方針等、重要事項について審議・決定する理事会に職員もオブザーバーとして参加した。 また、毎月開催した役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）及び課ごとの業務報告では、事業の進捗状況や懸案事項について役員との意見交換等を行い、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図った。 理事会や役員懇談会で示された方針は、各課長が課内ミーティング等により全職員に周知した。 このように、理事長のリーダーシップのもと、機構の方針が確実に全職員に伝達され、また、職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用した。 【参考】理事会開催状況 ・第113回理事会（4/15開催：書面形式） ・第114回理事会（6/19開催） ・第115回理事会（8/20開催：書面形式） ・第116回理事会（10/23開催：書面形式） ・第117回理事会（1/6開催：書面形式） ・第118回理事会（3/3開催） ・第119回理事会（3/19開催） 〔6. 業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）〕	・業務改善・職場環境改善提案週間を実施し、職員から率直な意見を募集する機会を設けることで風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めることができた。 ・オンライン研修やeラーニングの活用など職員の受講しやすい環境を構築し、必要な教育を行うことで、内部統制のさらなる浸透を図ることができた。 ・メンタルヘルス研修を実施することで、組織としての対応策や職員間のフォローのポイント、職員自身がストレスを受けた際の解消法などを学ぶ機会を設けたことで、役職員が心身ともに健康に働ける職場づくりにつながることができた。 ・理事会以外にも毎月役員懇談会等を開催し、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図るとともに、理事会や役員懇談会で示された方針が、理事長のリーダーシップの下、課内ミーティング等により確実に全職員に伝達され、また職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用し、内部コミュニケーションを活性化することができた。 ・内部評価委員会においては、機構の中期計画・年度計画の実施状況及びその他の業務改	
--	--	--	--	---	---	--

					○6月に令和7年度第1回内部評価委員会を開催し、令和6年度及び第5期目標期間（見込）の事業実績に対する内部評価を行った。 ○11月に令和7年度第2回内部評価委員会を開催し、令和7年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。 〔7. 内部監査の実施〕 ○令和7年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成した。 ○具体的な点検事項等については、数回にわたり協議を重ね、「住宅騒音防止対策事業」「移転補償事業」を重点項目に決定し、11/14に監査を実施した。監査実施に当たっては、事前に監事監査との連携について確認するとともに、関連書籍・資料の活用などにより、監査スキル向上に努めた。 〔8. 監事監査、会計監査人による監査の実施〕 ○監事による令和6事業年度決算等監事監査を6/9～6/11に、令和7事業年度上期監事監査を12/1,3に受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、職員の労働時間・手当支給の実態、運営権者への円滑な環境対策事業の承継等の観点からも監査が行われた。 なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組を実施した。 ○会計監査人による令和6事業年度期末監査を5/19～5/21に受けた。令和7事業年度期中監査を12/22～12/23及び2/24～2/25に受けた。	善状況等について評価を行い、PDCAサイクルによる適切な業務管理を行った。 ・内部監査の実施にあたり、監事と連携することで、効率的かつ効果的に進めることができた。 ・監事監査の結果、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させることができた。 ・会計監査法人の監査結果では、財政状態等の状況は適正なものと認められた。 これらの取組及び成果は、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	
--	--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4.（2）	情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5年度	6年度	7年度			（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。	(2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。 個人情報の保護に	＜主な指標等＞ 1. 機構における情報セキュリティ対策等に関する取組 ＜評価の視点＞ ・独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行い、これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。また併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進が取り組まれているか。 ・個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」（平成	＜主要な業務実績＞ 〔1. 機構における情報セキュリティ対策に関する取組〕 【情報セキュリティ委員会の開催】 ○理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を3回開催し、機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針の決定や、取組状況等を報告した。 第31回委員会（5/15） ・今年度の情報セキュリティ対策推進計画の改訂 第32回委員会（10/8） ・上半期の取組状況について報告（情報セキュリティ研修の結果等） ・情報セキュリティ監査実施計画について審議 第33回委員会（3/11） ・下半期の取組状況について報告（情報セキュリティインシデント訓練、自己点検の結果等） ・2026（令和8）年度情報セキュリティ対策推進計画の審議（今年度取組の総括及	＜評定と根拠＞ 評定： B ・情報セキュリティ委員会を開催し、以下の取組を行い、情報セキュリティ対策の強化を図った。 ✓情報セキュリティ対策推進計画等策定 ✓情報システム運用継続計画の改正	評定	B
							＜評定に至った理由＞ ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

			関しては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。	15 年法律第 57 号）等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体での徹底が取り組まれているか。	び今年度評価を踏まえた翌年度計画の策定） ・独立行政法人空港周辺整備機構業務継続計画改定についての審議 【主な活動】 ・情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報（脆弱性対策等）を新規採用職員研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。 ・10 月に Windows10 のサポート終了に伴う情報セキュリティ対策のため、Windows11 に更新した。 ・10 月に Office2019 のサポート終了（10/14）に伴う情報セキュリティ対策のため、Microsoft365 を導入した。 ・11 月に情報セキュリティアドバイザーを講師とし、情報セキュリティインシデントが発生した想定による対処手順の確認訓練を実施した。また、機構情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の運用可能性の確認訓練も実施した。これに伴い、運用継続計画を見直したほか、機構ネットワークシステムのバックアップ頻度を半年に 1 回から 1 か月に 1 回に改めることとした。 ・1 月に情報セキュリティに対する理解度を確保するため、「情報セキュリティ自己点検」を全職員（非常勤職員を含む。）に対して実施し、情報セキュリティポリシーが概ね理解されていることが確認できた。なお、一部理解ができていなかった項目については、事務局から全役職員に研修資料を送付しフォローアップを行った。また、理解が不足していた項目については翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込むこととした。 ・3 月に生成 AI の利活用ルールを策定し、全役職員の業務の効率化に向けた利活用を開始した。 【研修】 ・新規採用職員研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付及び取扱制限」について、教育を行った。 ・NCO（内閣官房国家サイバー統括室）が、オンラインで実施する勉強会に積極的に参加を行い、情報の収集及び知識の習得に努めた。 ・情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NCO が開催するインシデントハンドリング研修を受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行った。 ・7/30 に情報セキュリティアドバイザーに	・情報セキュリティインシデントが発生した想定による対処手順の確認訓練に加え、運用継続計画の運用可能性の確認訓練を実施した。これにより、情報セキュリティインシデント発生時の対処手順及び機構情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の行動手順に沿った所要の対応について実践的な検証を行い、行動手順の改善点等を認識することができた。 ・情報セキュリティ自己点検は、情報セキュリティポリシーが概ね理解されていることが確認できた。なお、一部理解ができていなかった項目については、情報セキュリティ責任者から指導を行うとともに、総務課から全役職員に研修資料を送付しフォローアップを行った。また、理解が不足していた項目については翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込むこととした。 ・利活用ルールを策定したことで、情報漏えい等のリスクを抑制しつつ、職員が安心して生成 AI を活用できる環境を整備し、業務の効率化を図ることができた。	・情報セキュリティ研修において全役職員
--	--	--	--	---	---	--	---

					よる集合研修を実施するとともに、オンライン研修も併用して、全役職員（非常勤職員を含む。）を対象に実施した。なお、当日受講できなかった役職員は録画した動画を視聴した。 【監査】 ・NCO が主催する情報セキュリティ監査を対象としたオンライン研修へ参加した。また、機構が契約している情報セキュリティアドバイザーを講師とする内部監査員研修の実施により監査員の知識向上に努めた。 ・10 月及び 12 月に NCO から委託を受けた独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行っている独立行政法人監査（ペネトレーションテスト・マネジメント監査）を受け、監査結果の通知のあったペネトレーションテストについては、改善計画策定に向けて検討を進めるとともに指摘事項への改善に取り組んでいる。 ・令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月に令和 7 年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、担当者へのヒアリング）を実施した。 ・令和 8 年 1 月～2 月に個人情報の保護の適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。	（非常勤職員を含む。）に対し情報セキュリティ対策の重要性を教育するとともに、NCO 勉強会・CSIRT 研修や実践的サイバー防御演習など各種外部研修に職員を参加させ、専門的な知識習得を図ることができた。 ・情報セキュリティ監査では、監査員に対する研修を実施し必要な知識を付与するとともに、監査計画の策定、内部監査の実施、改善結果報告が年度内に完結するように PDCA サイクルの運用の向上を図った。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B 評価とした。	
--	--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4.（3）①	空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	（3）空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。 ①国及び関係自治体との連携 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。	（3）空港と周辺地域の共生と連携の強化 周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。	（3）空港と周辺地域の共生と連携の強化 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。 ①国及び関係自治体との連携 機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。	＜主な指標等＞ 1. 連絡協議会等の開催状況 2. 連絡協議会以外の会議 ＜評価の視点＞ ・機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 〔1. 連絡協議会等の開催状況〕 ○空港周辺対策事業を円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を開催し、情報共有・意見交換を行った。 構成メンバー：大阪航空局、福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構 ・1 回目（8/28）（書面開催）の議題 （1）令和 6 事業年度事業実績（2）令和 7 事業年度事業実施状況（3）令和 8 事業年度予算概算要求（4）その他（令和 6 年度業務実績報告） ・2 回目（3/23）（書面開催）の議題 （1）令和 7 事業年度事業実施状況（2）第 5 期中期目標・中期計画の達成状況（3）第 6 期中期目標・中期計画（4）令和 8 年度計画（案）（5）令和 8 年度予算実施計画（案） 〔2. 連絡協議会以外の会議〕 ○「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策	＜評定と根拠＞ 評定： B ・連絡協議会については、関係機関との意思疎通と連携を図ることができた。 ・連絡協議会以外の会議についても、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図っており、担当者が集まり、必要な情報	評定	B
							＜評定に至った理由＞ ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

					等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。 ・福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議 （関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構）（4/25 開催） →事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を個別に行い、制度・手続方法等について理解を深めてもらった。 ・地域対策協議会総代会 （福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港（株）、機構他）（5/11 開催） →地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。 ・福岡空港公害対策協議会との事務協議 （福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構）（11/11 及び 12/5） →公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。 ・福岡空港利活用推進協議会 （福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構）（5/30 開催） →福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。 ・上臼井・下臼井特別委員会 （国、福岡県、福岡市、福岡国際空港（株）、機構他）（6/25、2/6） →福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図った。	共有を滞りなく行うことができた。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4.（3）②～③	空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実、③地域住民のニーズの把握		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5年度	6年度	7年度			（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	②広報活動の充実 機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。 このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。	②広報活動の充実 機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。 イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。 ロ ホームページの内容について、利用	②広報活動の充実 機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。 イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。 ロ ホームページの内容について利用者	<主な指標等> 1. 財務情報等の公表 2. ホームページの更新 3. 自治体広報誌などへの情報掲載 4. 啓発活動の実施 5. 環境学習や見学の実施 6. 地域住民のニーズの把握 <評価の視点> ・地域住民から理解が得られるよう的確に情報発信の取組を行っているか。	<主要な業務実績> 〔1. 財務情報等の公表〕 ○令和 6 年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和 7 年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保した。 〔2. ホームページの更新〕 ○ホームページの内容については、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表など 20 回程度の更新を行い、常に最新の情報を提供した。 〔3. 自治体広報誌などへの情報掲載〕 【住宅騒音防止対策事業】 ○関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。令和 7 年度は更に事業制度の周知を図るため、新たな取組として大手家電量販店 3 店舗に制度のお知らせのチラシを設置し、広報活動を強化した。	<評価と根拠> 評価： B ・財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性の確保を図ることができた。 ・利用者にわかりやすく使いやすい画面構成、記載内容とし、常に最新の情報を掲載することができた。 ・パンフレットの設置（補充）やチラシを掲示することで、より多くの住民に継続的に制度を周知することができた。また、共同利用会館のチラシ等を見た住民の方からの問い合わせもあるなど、着実な効果が認められた。	評価	B

		者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報を提供する。 ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。 ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。 ③地域住民のニーズの把握 機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。	にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、常に最新の情報を提供する。 ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。 ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。 ③地域住民のニーズの把握 機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。	○福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。 ・福岡市博多区 4回(5月・7月・11月・2月号) 東区 4回(5月・7月・11月・2月号) ・大野城市 3回(5月・11月・2月号) 【移転補償事業】 ○移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第4期中期目標期間より実施を継続して、現在までに10箇所の設置を行っている。令和7年度はさらなる広報活動の強化として、これに加えて、新たに3箇所を選定し追加設置を行った。 ○事業案内について、これまでも実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、例年事業対象区域の公民館、共同利用会館へ事業案内チラシを随時設置しており、令和7年度においては、申請手続がより分かりやすくなるよう内容を整理した新しいチラシを作成した上で、補充を行い、継続した広報活動に取り組んだ。 ○機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てにQRコードを記載した。 〔4. 啓発活動の実施〕 ○福岡空港で開催される「空の日」イベント（10月18日）に参加し、空港周辺対策への理解を深めてもらうため、機構の事業を紹介したパネル展示や、イベント来場者へのパンフレット等の配布により、機構の事業を紹介するなどの広報活動を行った。 また、事業制度を改めて地域住民へ周知するため、移転補償跡地への横断幕設置など広報活動の充実を図ったほか、大手家電量販店3店舗に制度のお知らせのチラシを設置し、広報活動を強化した。 〔5. 環境学習や見学の実施〕 ○教育機関が行う環境学習の機会を通じて、機構の事業についての理解を深めていただくため、ホームページに出前講座や校外学習の募集案内を令和6年度に引き続き掲載した。 ○出前講座の募集については、令和6年度に引き続き「出前講座ご案内」のチラシを作成しホームページへの掲載を行うとともに、機構のパンフレットにも募集案内を掲載した。	・広報誌を見た住民からの問合せは9件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があった。 ・移転補償事業においては、公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置による継続的な広報活動に加え、さらなる広報活動の強化として横断幕の追加設置を実施した結果、令和7年度における移転補償事業に関する照会 は32件となっており、継続的な広報活動による効果が得られた。また、32件のうち15件が事業対象であった。 ・福岡空港の「空の日」イベントにおいて機構の事業を紹介したパネル展示や、来場者へのパンフレット等の配布を行ったことで、地域住民等に対し、機構の事業が周知されるとともに空港周辺環境対策への理解が深められた。 ・福岡市教育委員会と連携することで福岡市内の中学校、小学校に対し直接案内を継続的に行うことが可能となり、過去最大である3校で出前講座を実施することができ、
--	--	---	---	--	--

					また、空港近隣の中学校、小学校に積極的な働きかけを行うため、福岡市空港対策課及び福岡市教育委員会と連携して、中学校、小学校に直接案内を行った。 この結果、福岡市東区及び博多区の小学校計３校から申し込みがあり、令和７年１１月、令和８年２月に出前講座を実施した。 ○連絡協議会において、地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業内容やこれまでの取組について紹介し、空港周辺環境対策への理解促進を図った。 〔6. 地域住民のニーズの把握〕 ○地域住民からのニーズを把握するため、ホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行ったほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載した。	より多くの空港周辺地域の児童や教育現場の先生方に福岡空港の重要性や環境対策事業について、理解を深めていただくことができた。また、今後の出前講座開催の機会の拡大と募集案内を通じた機構の活動等の広報の充実を図ることができた。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、Ｂ評価とした。	
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
—

様式１－１－４－２ 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4.（４）①～③	運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 ①引き継ぎ文書のデジタル化、②業務の可視化パターン化、③研修員の受入れ		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5年度	6年度	7年度		（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。	(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。 ①引き継ぎ文書のデジタル化 ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるようにデジタル化を推進する。 ②業務の可視化パターン化の推進 運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図る。 ③研修員の受入れ 運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を	(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進 国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。 ①承継に向けて必要となる作業の計画的実施 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けて、承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表に基づき計画的に進めるとともに、作業工程の見直し及び全体計画策定に向けて取り組む。 ②引き継ぎ文書のデジタル化 ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータを体系的に管理し、令和5年度に策定した工程・進捗管理を含むデジタル化推進計画に基づき、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含むデジタル化の推進に取り組む。 ③業務の可視化パターン化の推進 運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うため	<主な指標等> 1. 承継に向けて必要となる作業工程表の見直し 2. 引き継ぎ文書のデジタル化 3. 業務の可視化パターンの推進 4. 研修員の受入れ <評価の視点> ・国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を計画的に行っているか。	<主要な業務実績> 〔1. 承継に向けて必要となる作業工程表の見直し〕 ○令和6年度に設置した機構廃止WGにおいて、承継及び廃止に向けた課題等の洗い出し作業を行い作業工程表の見直しを進めるとともに、福岡国際空港株式会社との承継に向けた本格的な協議開始も見据え、「機構廃止に向けた全体計画」の策定に向けた検討を進めた。6月には当機構だけでは解決できない課題や検討事項をまとめ、国（航空局）に照会事項を送付するなどさらなる取組を実施しており、当該回答も踏まえ、「作業工程表」の見直しと「機構廃止に向けた全体計画」案を作成した。 〔2. 引き継ぎ文書のデジタル化、データの体系化〕 ○法人文書デジタル化推進計画においては、これまでの紙媒体の文書を含め電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含む以下の具体的な計画の内容に基づき、引き続き取り組んだ。 ✓電子媒体の文書保存のルールを策定すること ✓職員ごとに電子化の日を設定し、PDF作業に専念すること ✓電子化契約（派遣スタッフ・業務委託）により文書保管庫の電子化を促進すること ✓電子決裁の運用を図ること ○令和7年度は、令和6年度に引き続き4月に職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を設けるとともに、10月からは電子化業務委託契約を発注し、図面の電子化を行うなどさらなる法人文書の電子化に取り組んだ。 また、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）などの文書保存ルールの徹底を図るとともに、電子決裁システムの活用によるペーパーレス化の推進にも取り組んだ。 〔3. 業務の可視化パターンの推進〕 ○業務フローチャート及びリスク管理表をもとに運営権者への事業説明資料を作成することで円滑な事業承継を行う予定。 今年度は、リスク項目及び具体的な対策	<評定と根拠> 評定： B ・当機構だけでは解決できない課題や検討事項をまとめ、国に照会事項を送付することで承継及び廃止に向けた課題等の認識を共有することができた。また、その回答を基に全体計画案を作成するなど、承継及び廃止に向けた検討を進めることができた。 ・法人文書デジタル化推進計画に基づき、「電子化の日」を設け各職員が電子化作業に専念できる環境を構築するとともに、電子化業務委託契約を発注し、図面の電子化を行うことで、さらなる法人文書の電子化を進めることができた。 ・電子媒体を正本・原本として体系的に管理するとともに、電子決裁システムの運用により新たに作成する法人文書の電子化を進めた。その結果、テレワーク環境での業務の幅を広げるとともに、決裁行為にかかる時間の短縮や紙の削減など業務の効率化に繋げることができた。 ・リスク管理委員会により業務フローチャート及びリスク管理表に係る点検結果の検証を行い、監査などで新たに発見されたリスクに対して、所要の見直しを行うなど、リ	評価	B
							<評定に至った理由>	

		少なくとも 1 名以上受け入れ、研修を行う。	に、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、リスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。 ④研修員の受入れ 運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者から派遣された研修員に対して、研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。	について検討を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行った。その結果、業務フローチャートは 21 のフローチャートを見直すとともに、リスク管理表は 2 のリスク項目について見直しを行った。なお、今年度新たに顕在化したリスク等についても評価を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の見直しに反映した。 〔4. 研修員の受入れ〕 ○平成 31 年 4 月から福岡空港運営権者より研修員 1 名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始している。 今年度は、4 月から 6 月及び 10 月以降は補償課で移転補償業務及び緑地造成事業について実務研修（OJT）を行い、7 月から 9 月まで地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業について実務研修（OJT）を行った。 ○機構廃止 WG において福岡空港運営権者への環境対策事業承継及び機構廃止に向けた取組に参加させた他、主務省庁や関係自治体等との業務調整、研修会等にも積極的に参加させた。 〔5. その他の取組〕 ○9 月と 3 月に福岡空港運営権者との意見交換の場を設け、事業承継に向けた今後の課題等について情報共有を行うとともに、令和 8 年度は令和 9 年度以降の本格協議を見据え、計画的に情報交換を行っていくこととした。 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、以上の 1～5 の取組を行い、スムーズな事業承継を行う予定である。 業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。 （措置状況：「一部実施・実施中」） 【参考】 独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ＜各法人等において講ずべき措置＞ 本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められて	スク低減を図った。 ・リスク管理委員会を通じたモニタリング等を継続することで、業務の可視化、パターン化を推進することができた。 ・機構で実施している事業を福岡空港運営権者へ円滑に継承するため、平成 31 年 4 月から研修員 1 名を受け入れており、機構の業務を習得するための実務研修を着実に実施した。 ・福岡空港運営権者との意見交換の場を設け事業承継に向けた今後の課題等について情報共有を行ったことで、事業承継に向けた両者の取組状況や課題点の認識を共有できた。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B 評価とした。	
--	--	-------------------------------	---	---	---	--

					いる。 福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。 本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4.（5）	業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5年度	6年度	7年度			（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化して記録に残すこと。 また、次期中期目標期間に機構の成果のまとめを公表できるように準備を進めること。	(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等をまとめた事業の成果（レポート）をデジタル化して作成を進めるとともに、廃止を迎える次期中期目標期間に向けて「編年史」や「機構の歩み」のような記録を残す準備を行う。	(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組 今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等の記録を後世に引き継げるよう、事業の成果（レポート）の作成を進める。また、次期中期目標期間に向けて「編年史」や「機構の歩み」のような記録を残すべく、引き続き貴重な資料や情報の収集を進める。	＜主な指標等＞ 1. 機構の業務のノウハウや実績、教訓等の取組の編纂 ＜評価の視点＞ ・機構がこれまで培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等の記録を後世に引き継げるよう、事業の成果（レポート）作成の準備を進め、貴重な資料や情報の収集を進め企画・構成案の作成に取り組んでいるか。	＜主要な業務実績＞ 〔1. 機構の業務のノウハウや実績、教訓等の取組の編纂〕 ○第5期中期目標における業務運営に関する重要事項を踏まえ、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について、機構廃止後もその成果を後世に引継ぎ有効活用することを目的として、その取組を編纂するための「独立行政法人空港周辺整備機構の歩み編纂委員会」（以下「委員会」という。）を令和5年度に設置した。委員会での方針を踏まえ、編纂に必要な原稿作成や資料収集に取り組んだ。 ○令和7年度中に計4回（第5回～第8回）の委員会を開催し、委員会での審議を踏まえ、事業成果（レポート）を確定させた。事業の成果（レポート）の作成に当たっては、生成AI活用した。	＜評定と根拠＞ 評定： B ・委員会において作業スケジュールや作業の進捗状況を確認することにより、着実に編纂作業を進めた。 ・実務を担う職員が、貴重な資料や情報を収集することで、機構の業務のノウハウや実績、教訓等をあらためて確認しながら作業を進め、職員の知識レベルの向上につなげることができた。 ・生成AIを活用し、大幅に作業時間を短縮することができ、業務の効率化に寄与できた。 以上により、中期計画等を十分に達成しているものと判断し、B評価とした。	評定	B
	＜評定に至った理由＞ ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。							

4. その他参考情報
—

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4.（6）	騒防法第 2 9 条第 1 項に規定する積立金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	5 年度	6 年度	7 年度			（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—		—	—	—	—			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	—	（6）騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途 騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。	（6）騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途 騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。	<主な指標等> —	<主要な業務実績> 該当なし。	<評定と根拠> 評定：— 該当なし。	評定	—

4. その他参考情報
—